



吹田市監査委員告示第 6 号

令和 2 年 7 月 6 日付けの吹田市職員措置請求に係る勧告に対する措置の通知が、吹田市長から令和 2 年 8 月 11 日付けでありましたので、地方自治法第 242 条第 9 項の規定に基づき、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和 2 年 8 月 13 日

(2020 年)

吹田市監査委員 岡 本 善 則

吹田市監査委員 谷 義 孝

吹田市監査委員 白 石 透

吹田市監査委員 井 上 真佐美

通知に係る事項

監査の結果を受け、当該団体から平成 30 年度景観まちづくり活動補助金について全額 100,000 円を自主的に返納したい旨の申し出があり、また、あわせて監査対象外の平成 29 年度同補助金の全額 50,000 円についても同様の申し出があり、令和 2 年 8 月 5 日付けで本市会計に納付されました。

このことにより、本職からの返還請求措置を講じる必要がなくなりました。

2吹都計都第 3052 号

令和 2年 8月 11 日

(2020 年)

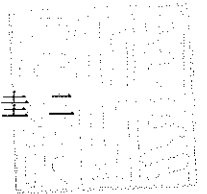
吹田市監査委員 岡 本 善 則 様

吹田市監査委員 谷 義 孝 様

吹田市監査委員 白 石 透 様

吹田市監査委員 井 上 真 佐 美 様

吹田市長 後 藤 圭 二



吹田市職員措置請求に基づく市長に対する勧告に係る措置について(通知)

令和2年7月6日付け2吹監第 134 号による監査委員の勧告について、地方自治法第 242 条第9項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

監査の結果を受け、当該団体から平成 30 年度景観まちづくり活動補助金について全額 100,000 円を自主的に返納したい旨の申し出があり、また、あわせて監査対象外の平成 29 年度同補助金の全額 50,000 円についても同様の申し出があり、令和2年8月5日付けで本市会計に納付されました。

このことにより、本職からの返還請求措置を講じる必要がなくなりました。